

原告と共に

原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会
会報 NO. 17 / 発行：2017年1月

〒612-0066
京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1
コーポ桃山105号市民測定所気付
TEL:090-8232-1664 FAX:0774-21-1798
E-mail:shien_kyoto@yahoo.co.jp
Blog:http://shienkyoto.exblog.jp/



原告 11 名が登壇し決意表明 (12/7 期日報告会)

次の2回は専門家証人尋問 1/27 主尋問 2/17 反対尋問

昨年中は傍聴、緊急方
ンパなど、ご支援ありが
とございました。
今年6月まで2か月
に3回の割で期日が続き
ます。昨年12月14日と
1月13日には原告本人
尋問が行われましたが、

1月27日には専門家証
人への主尋問、2月17日
には反対尋問が行なわれ
ます。原告側証人は崎山
比早子さん。被告側証人
は、①柴田義貞(長崎大学
特任教授、福島県立医大
県民健康管理調査事業特

命教授)、②酒井一夫(放
射線医学総合研究所・放
射線防護研究センター
長)、③佐々木康人(湘南
鎌倉総合病院付属臨床
研究センター・放射線治
療研究センター長)の三
人です。御用学者たちの
非科学的な主張をチェ
ックしましょう。
本年も傍聴をよろしく。

◆原告・小林雅子さんよりメッセージ

いつもご支援ありがと
うございます。

昨年12月14日、いよいよ
本人尋問が始まり、4
人の原告が証言台に立ち
ました。東電と国の代理
人は、細かいプライバシー
トなことも根掘り葉掘り
聞いてきました。証言
台に立った仲間は、堂々
と、立派に証言しました。
今、この原稿を帰省先
の福島市で書いていま
す。12月28日には、茨城
県北部を震源とする地震
があり、高萩市では震度

* 原発賠償京都訴訟の今後の日程 *

第22回	1/27 (金)	} 専門家証人尋問
第23回	2/17 (金)	
第24回	3/8 (水)	} 原告本人尋問
第25回	3/29 (水)	
第26回	4/21 (金)	
第27回	5/12 (金)	
第28回	5/26 (金)	
第29回	6/9 (金)	

※いずれも10時15分開廷。昼休み休廷をはさみ夕方まで。(9時35分~9時50分抽選番号配布)

※午前からの傍聴者の傍聴券については、支援する会事務局で回収し、午後からの傍聴希望者に配付します。希望者が多数の場合は、抽選などにより決めさせていただきます。ご希望に添えない場合はご容赦ください。

6弱と大きな地震でし
た。「原発は大丈夫だろ
うか？」—それが真つ先
に、頭に浮かびました。
地震の度に原発の状態
を心配しなければなら
ない生活。これが、もう、
安全、大丈夫と言える状
態なのでしようか？ど
う考えても、避難したこ
とは間違っていないかつ
たこの思いを新たにし
た年の瀬でした。

そんな中、国、東電、福
島県は「復興有理、復興無
罪」とばかりに、公衆の被
曝限度(年間1ミリSv)
を守らず、避難区域でさ
え解除し、原発事故など
なかったことにしようと
しています。まるで無法
地帯です。法治国家を標
榜しているのであればこ
んなことが許されるはず
がありませんよね？
傍聴席での皆様の応援
は、とても力強く励みに
なります。これから続く
本人尋問、皆様のパワー
がますます必要です。こ
れからも応援よろしくお
願いいたします。

◆原告本人尋問始まる 第20回期日報告

12月14日の第20回期日には、原告本人尋問という事で過去最高の140人の方が傍聴に集まってくれました。抽選に外れた時点で帰られた方もおられ、事務局で用意した「抽選で外れた方はこちらに」という案内の下に集まった方が20名ほど。当た

った方のうち「午後は残れない」という方が、事務局で把握できなかった限りで6〜7人という状態でした。外れた方には、午後から空く席は10以下であることを知らせ、それでも再度チャレンジしたい方は12時45分までに弁護士会館の地階大ホール(食事場所として確保に



本人尋問後の記者会見

集合するよう告げ、いったん解散していただきました。

◆1日の流れ

10時15分開廷。今回証言台に立ったのは、①避難指示区域から避難した福島さん②家族分離での避難となった吉野さん③家族全員で避難した菅野さん④避難指示区域外から避難者した川崎さんの4人。原告本人尋問は、それぞれの代理人からの質問に答える形で進行しました。

吉野さんへの主尋問が終わったところで、いったん昼休み休憩。法廷を出たところで、事務局スタッフが「帰る方の傍聴券を回収しています」という紙を掲げ、傍聴券を回収した結果、その時点で帰られたのはわずか7名でした。12時45分までに傍聴券を希望して集まられたのは13名。7枚の傍聴券より多いので抽選となりました。13時10分から再開。吉野さんへの反対

尋問と残る2人への尋問が行われました。16時30分開廷の予定でしたが、かなり時間オーバー。それでも途中で帰る人はほとんどなく、最後まで傍聴席から原告に応援の「気」を送り続けました。

期日終了後には、証言した原告4人の記者会見が行われました。

◆原告本人尋問

4人の原告は、避難を決意した理由について「新聞でブルトニウムが検出されたという記事を読み、メルトダウンしていると判断したから」、「子どもの健康被害と不安を取り除くため。東電と国からの情報に対する不信感があった」、「10月に米国が出した勧告。原発から80キロ以内に1年以上住んではいけないというもの」、「行政の情報信用できなくなっていたので、自分の判断で決めた」などと証言。いまま戻らない理由については「事故が収束していない

から」、「今年の夏に実家の線量を測ったら0・16 μSV/hだった」、「除染が終わっている所(森合公園内)でも、地上10センチでは1・21 μSV/hあった。これは放射線管理区域の2倍以上だ」、「事故前のきれいな状態に戻ってない」、「最近弁護士団が家の近くの土壌を調べたら1700ベクレル/kg(換算すると約11万ベクレル/m²)。とても戻れないと思った」などと毅然と証言し、傍聴席を埋めた支援者に感謝を与えました。

被告側代理人による反対尋問は、以下のような質問が目立ちました。

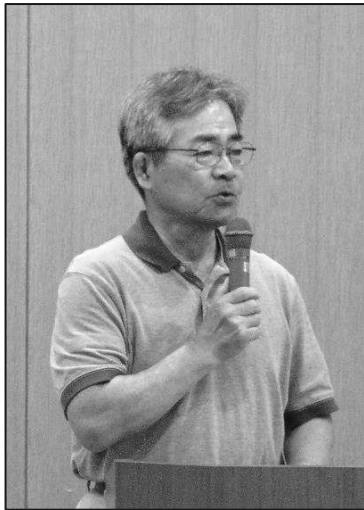
- ◇「だれそれさんの話を聞いて避難しなければと思った」という証言に対して、「その人は放射能の専門家か」
- ◇健康被害の症状について、「病院に行ったか、診断書はあるか」
- ◇「診断書には放射線が原因と書いてあるか。」
- ◇自分でデータを調べたりしていた人に、「事故前から反原発の活動をしていたか」
- ◇「周囲で避難した人はいいたか」
- ◇両親や家族が残った場合は、「なぜその人たちは避難しなかったのか」
- ◇「市の広報紙に放射線量が出てはいるが、見ているか」

1. 原発事故発生時の、

◆原告本人尋問を傍聴して 支援する会共同代表 平 信行さん

12月14日の本人尋問に比べられた原告の皆様、お疲れ様でした。本人尋問の目的は言うまでもなく、避難することの急迫性、正当性を一人ひとりの具体的事実に基づいて明らかにし、公正な判決を求めていくことにあります。今回の4人の原告のみなさんの証言は訴えられる内容がとも分りやすく、追真に迫るもので、傍聴席で聞く私たちの胸も深く打つものでした。本人尋問通じて私が特に印象深く感じたことは次の4点です。

SPEEDIの報道を知って放射性物質の拡散と同じ方向に逃げたことを悔やんだこと、第2、第3号機の爆発で死ぬことをも覚悟したこと等々、緊迫した状況の中で人々は正確な事態の知らされないまま翻弄され続けたことがあらためて明らかにされました。市役所に問い合わせても「ここは茨城県だ」と



平 信行さん

突き放されたり、市の広報車はひたすら「安全です」と連呼するだけだったなどという北茨城市の実態は、当時の行政が如何に無能で無責任であったかを如実に示す証言でした。「棄民」に等しい対応だったのだと思います。そして今も、行政も東電も対応はその延長線上にあつて大して変わらない状態であることをいくつもの事実に基づいて示されました。

2. 困難で混乱した状況下でも、4人の原告のみなさんは普通の私たちよりは放射線に対する認識を強く持ち、また「我が子を守る」鋭い感性があつて、不安を行動に変えることができた人たち

3. 家族揃つた幸せな暮らしが断たれている苦悩、様々な苦労、困難を抱えながら、また望郷の念にもかられながら、それでも原告のみなさんは避難生活を続け、問題の抜本的解決を求めて行動しています。その力はやはり放射能に対する正確な認識と家族への本当の深い愛情が源なのだと思われました。

4. 東電、国側代理人からの反対尋問はいくつかの特徴がありましたが、その中で、「あなたの親、家族は避難していないではないか」あるいは「あなたの地域からはあなたの家族以外誰も避難していないではないか」などと、避難は稀な行動なのだと思われ、尋問が共通して行なわれました。

東電や国の反対尋問は被害額の算定や細かい事実認定に終始した内容が多かつたように思います。それもあまりしつこく問いつめるようなものではありませんでしたが、最終準備書面でも書くかを想定しながら、その材料を探しながら質問しているような印象でした。

そのためには、一般論だけではなく、現に避難して闘っているみなさんの実際の姿、具体的な実例こそが本当に力になると思います。事故発生当時、無策、無責任な対応によって人々は如何に放射性物質の下に晒されてきたのか、自らの意志と決意で避難するに至った状況と理由は何だったのか、今も避難を続けなければならない被災地の状況は本当はどれほど深刻なものであるのか等々を原告のみなさん一人ひとりの思いと実例で明らかにし、幅広い人たちが共有していくことが、これから一

して集団提訴に至るまでの起動力になつていることを思います。そして福島第一原発事故被災者だけでなく、日本中の人々に原発事故対応について多くのことを教えています。

南相馬の除染も家屋の敷地周辺だけで一歩踏み出せば高い線量のままである、福島市内でも高い線量箇所がいくつも存在しているなど故郷の放射能事情を今も正確に把握する努力が続けられていいます。放射能被ばくの影響による家族の健康状況、症状、変化は詳細に把握され、福島県民健康査だけではなく独自に甲状腺検査を受診

なかつた、今また「20mSvは大丈夫」などと国家基準が平然とダブルスタンダードにされてきている、そのために人々に認識の違いが生まれ、福島の人々はバラバラにされてきているのだ、というものでした。本質を鋭く突いた、国や東電の責任をこそ厳しく指摘する証言だつたと思います。

可欠の要件になつてくると思っています。人々の間に生じている認識の違い、認識の差は国や東電の不当な対応と行為によつてもたらされているものですが、それを私たち自身の力によつて取り戻していかなければならない。その努力を私たちは惜しむわけにはいかないのだと思います。

ももちろん個人情報などプライバシーの保護には十二分に配慮し、ご本人の同意の上で行なわれるようにすることは言うまでもありません。

東京オリピックの看板を押し立てて、その陰で深刻な放射能汚染、被害の実態を覆い隠し、抑圧しようとしていのが被災地の現状でしょう。この状況を転換し、被災者の完全救済の展望を切り開く2017年にしていきたいと思ひます。

- 関連訴訟の日程
- ・ 2月13日(月) …大飯原発差止訴訟 第14回期日(京都地裁 14時開廷)
 - ・ 3月2日(木) …原発賠償関西訴訟 第13回期日(大阪地裁 14時開廷)
 - ・ 3月9日(木) …原発賠償ひょうご訴訟 第18回期日(神戸地裁 14時開廷)

◆ 第19回期日報告

12月7日の第19

回期日は抽選にはなりませんでしたが、余った傍聴券は2枚、ほぼ満杯状態でした。

法廷では、双方から提出書類の確認だけで、今回は原告側のプレゼンはありませんでした。次回は4人の原告に対する本人尋問を行なうことが正式に決まりました。

報告集会では、次回から原告本人尋問があるということを踏まえて、最初に報告集会に参加した11名の原告全員が壇上に登り、「一言ずつ思いや決意を述べました。」「み

なさんの支援に感謝

している。本人尋問は「頑張る」、「東電や国への怒りを抑えるのに必死だが、できるだけ冷静に対応したい」、「最近福島市の実家に帰ってきたが、事故前の状態は戻らないと改めて感じた。避難することの大切さを裁判官に伝えたい」などの発言がありました。それぞれ証言台に立つことに不安を感じていると思いますが、ここま

で来て負けるわけにはいかないという「静かな闘志」が感じられました。



河野康弘さんによる激励ミニコンサート

「最後まで支援していきます」という趣旨の激励の挨拶をいただきました。

そのあとはジャズピアニストの河野康弘さんによる原告団激励ミニコンサートの。今回は本業のピアノ演奏ではなく、ギターを伴奏しながら

歌を披露していただきました。曲目は「イマジン」、「ふるさと」、「ウィー・アー・ザ・ワールド」など。2時半からは、四条河原町のマルイ前で街頭署名集めを行いました。今回は原告の参加は2人だけでしたが、16名の支援者が集まり、1時間署名を集めました。前回よりも少ない人数で、1.5倍の158筆の署名が集まりました。街頭署名行動は、原告と支援者が一体感を感じながら裁判への支援を訴えることができ、改めて感じました。



河原町で行った街頭署名

「公正な判決を求める要請書名」集めにご協力ください！

3487筆の署名を提出！！

12月14日、開廷前に「公正判決を求める要請書名」の第1次分として、個人署名約3487筆分、団体署名37団体分を京都地裁に提出しました。それ以降も、以前に要請に行った団体から署名が送られてきており、昨年末時点でさらに個人署名が約1000筆、団体署名が12団体から集まっています。しかし、裁判所に社会的注目度を認識させるには、まだまだ不十分です。今後も要請行動を強めていきますが、皆様もご自身の所属団体等への働きかけをよろしくお願い致します。

【集約先】

〒612-0066
京都市伏見区桃山羽柴長吉中町55-1
コーポ桃山105号市民測定所気付
原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会



〈緊急カンパ〉100万円突破しました！

証言のために京都へ出てくる原告への支援を目的とした緊急カンパ（目標額50万円）は、昨年末までに102万円集まりました。12月14日に証言台に立たれた吉野さん（福島市在住）に福島～京都間の交通費をお渡ししました。緊急カンパについては昨年末をもって終了させていただきます。なお、通常のカンパは常時受け付けていますので、よろしくお祈りします。



支援する会の会員になってください

◎個人1口：1,000円
口座番号：00930-0-172794（郵便振替口座）
口座名称：原発賠償訴訟・京都原告団を支援する会

※メーリングリストへの登録を希望される方は通信欄にメールアドレスをご記入ください。